

5 給水車の現状

都水道局によれば、給水車は、2トン車8台、3トン車1台、4トン車1台が配備されている。これは、都内全域用で極めて少ないのが現状である。このため、都水道局の運用基本方針では、以下のとおりとなっており、基本的には2次の対応を行うこととなる。従って、医療機関、福祉施設では、それぞれでの対応が必要となる。

- ① 給水拠点からの距離がおおむね2キロメートル以上離れている避難個所
- ② 後方医療機関となる医療施設（病院、診療所及び人工透析施設）及び福祉施設（重度心身障害児（者）施設、特別養護老人ホーム等）について、所在地区の関係行政機関から、都本部を通じて緊急要請があった場合
- ③ 1以外の避難場所または避難所で、関係行政機関から、都本部を通じて緊急要請があった場合
- ④ その他、水道局の応急給水班長が特に認める場合

6 貯水槽水道に対する考え方

2キロメートル以内の範囲で給水拠点が整備されていても、お年寄り等災害弱者が列に並んで、ポリタンクで水を受け、運ぶというのは、やや困難ではないかとも考えられる。また、給水車による水の運搬にも限度がある。

そこで、民間の貯水槽水道を共助の一環として位置づけ、身近にある水源としてその活用を促進することが考えられる。

世田谷区内の貯水槽水道は、東京都水道局の資料によれば、6133件、データが把握された受水槽の有効容量は36630トンであり、これを活用できれば、最大限で給水拠点の能力に対し、41%程度能力アップを図ることが可能である。（どの程度の活用が可能かを割引く必要があるが、仮に横浜市と同様、10%程度の活用率と見込めば、3600トンで4%程度のアップと推定される。）ただし、水質検査が確実に行われていること、防災対策が適切に行われていることが条件となる。

* 全国給水衛生検査協会が行っているランキング表示制度は水質検査が適切に行われていることを前提として、防災措置が講ぜられていること等を基準として貯水槽水道の「管理優良施設」の認証（格付け）を行っており、各地方自治体が災害時に貯水槽水道を活用しようとするとき、その認証情報を活用することができる。

しかし、同制度による認証は、任意の制度であるので、これまでのところ参加件数が少なく、行政によるサポートが求められる。

7 避難施設となる学校、社会福祉施設、病院での状況

避難施設となる学校、災害弱者の所在する社会福祉施設、病院では、水の確保が

求められるが、その際、貯水槽水道や井戸の活用が必要となる。この範囲では、お年寄りなど災害弱者が並んで、ポリタンクで水を受け、運ぶというのは、やや酷ではないかとも考えられる。そこで、民間の貯水槽を共助の一環として位置づけ、その活用を促進することが考えられる。

- (1) 避難施設となる学校では、水の確保が必要となる。区内の区立小中学校93のうち貯水槽の設置は、130か所あり、総容量は約2000トンである。非常用給水栓は、そのうち100カ所に設置されており、77%の施設が利用可能である。
- (2) 社会福祉施設では、入所者が給水拠点に水を求めて並ぶことができないことも想定される。また、病院も同様であり、自衛措置としての水の確保が必要となる。
 - ① 区内の社会福祉施設は、39カ所、1カ所を除いて貯水槽がある。；総容量は（受水槽プラス高置水槽）563トン、1カ所平均は14.4トンとなっている。
 - ② 区内の病院、診療所は、39カ所、1カ所を除いて貯水槽がある。総容量（受水槽プラス高置水槽）は1168トン、1カ所平均は26.6トンとなっている。

C—3—3—3 横浜市、世田谷区のシミュレーションの整理方針

横浜市、世田谷区のシミュレーションをできるだけ総合的に整理することが必要と考えられるので、研究会では以下のような整理方針を検討し、了承を得た。

1 横浜市、世田谷区両市区のシミュレーションをできる限り、総合的に整理する。その際、以下の点を総括ポイントとして整理する。

① 災害時の応急給水は、防災計画において、公助、共助、自助の組み合わせで行っているのが通例であるので、貯水槽水道の活用は、共助として位置づけるのが妥当ではないか。

② その際、貯水槽の活用率をどの程度見込むかがポイントとなる。

* 活用率は、検査の徹底と防災対策の実施により、高まるが、どの程度の率を目標とするか検討する必要がある。横浜市の推計では、10%と設定しているが、例えば、目標として50%を掲げることも考えられる。活用率を引き上げる対策として、ランキング表示制度の活用も論点となる。

2 横浜市の推計をベースとして、給水拠点の水量（公助）プラス家庭備蓄（自助）の合計プラス貯水槽活用量（共助）の合計が発災後3日間の間量として、1日一人当たり9リットルが確保できるかどうかを評価尺度とすることが妥当である。

* 世田谷区でも、横浜市のように、モデル地域として、5つの区域を設定できるか、できないとすれば、6つの給水拠点ごとの推計ができるか、できないとすれば、世田谷区全域での推計を行うことを検討する必要がある。

* 家庭の備蓄量の実数は、横浜市では、市のアンケート調査のデータを基に推計している。世田谷区は、同様のデータがあるか。ないとすれば、横浜市の数値を援用することで推計ができるか検討する必要がある。

* 貯水槽の活用率は、横浜市では、10%とされているが、世田谷区では、同じ率で推計するかどうか検討する必要がある。

* 横浜市の場合、配水池の有無が評価に大きく影響している。その際、給水車の活用により、水の移動を図ることをどう考えるか。実際は、災害時には道路が渋滞し、困難と判断するかどうか。

3 災害弱者(病院、避難所、社会福祉施設)の対応

- ・ それぞれの施設の定員から考えて、どの程度の水が必要かを推計する必要がある。その際、病院は、特別水を多く使う必要があるので、どの程度割増をするかを検討する必要がある。
- ・ それに対し、次の事項に関し供給量をどう見るか。
 - ① それぞれの施設での貯水槽水道の容量、活用率をどう考えるか
 - ② それぞれの施設での井戸の状況、井戸の容量をどう考えるか。
 - ③ 供給された水の量の生活用水と飲用水への活用割合をどう考えるか。
 - ④ 給水車による給水の可能性をどう見るか。実際は、交通渋滞が想定されるかどうか。

4 来年度の方針

- ・ 今年度は、大都市でのシミュレーションだったが、来年度は、中小都市で行うことを検討する。

今年度の大都市（横浜市、世田谷区）に対し、中都市を対象とすることが考えられる。

ただ、具体的に協力が得られるか。

静岡市、高知市、徳島市、宮崎市のうち、2か所を想定した場合、大都市に比べて、中小都市では、貯水槽の数が少なく、その効果はより少なくなる可能性もある。

C-3-4 実地調査の結果

実地調査の趣旨及びポイント

C-3-4-1 調査の趣旨

震災時の応急給水に関するヒアリングを行った自治体において、貯水槽および飲用井戸の実情を調査し、応急給水源としての活用方策の基礎資料とする。

C-3-4-2 調査内容、調査地域と対象および検査機関

調査内容

自治体との協議により今年度は5市の貯水槽および飲用(生活用水)井戸について調査を行った。

宮崎市と徳島市については今年度ヒアリングを行った市であるが、昨年度調査時期が遅れたことでヒアリングのみ行って、実地調査を行わなかった高知市、名古屋市及び尾張旭市も調査対象とした。

なお、宮崎市の飲用井戸については個人情報保護の観点から協力が得られなかった。貯水槽については実地調査表(表1)に従って施設の概要、管理に関する事項、耐震性構造の導入状況や緊急給水栓など災害に対応した施設に関する事項について調査を実施した。

災害用井戸水については設置場所、井戸の用途、深さ、汲み上げ方式、管理状況、近隣状況について調査をした(表2)。また、平成15年厚生労働省告示第261号(水質基準に関する省令)に従い井戸水を採水して、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度10項目について水質検査を実施した。検査法は下記のごとくである。

細菌検査

- ① 一般細菌:加温溶解し、45-50℃に保温した標準寒天培地(ペトリ皿2枚)に1mlずつ採り、混釈培養した。
- ② 大腸菌:検水100mlを特定酵素基質培地に加え、24時間培養後紫外線を照射して判定した。

理化学試験

- ① 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素:イオンクロマトグラフ(陰イオン)による一斉分析法で測定した。
- ② 塩化物イオン:検水の硝酸銀溶液と塩化ナトリウム溶液による滴定値から計算式により塩化イオンを求めた。
- ③ 有機物(TOC):全有機炭素分析計により測定した。
- ④ pH値:ガラス電極法により試験した。

- ⑤ 味：ガラスビンに検水100mlをとり、40～50℃加温後口に含んで味を調べた。
- ⑥ 臭気：共栓付き三角フラスコに検水100mlをとり40～50℃加温後臭気を調べた。
- ⑦ 色度：色度標準列と比色して色度を求めた。
- ⑧ 濁度：濁度標準液と比濁して検水の濁度を求めた。

調査地域など

尾張旭市：貯水槽水道 5件
 名古屋市： 飲用井戸 5件
 高知市：貯水槽水道 7件、飲用井戸 5件
 宮崎市：貯水槽水道 7件、
 徳島市：貯水槽水道 4件、飲用井戸 3件
 実施機関は（一社）愛知県薬剤師会、（一財）高知県環境検査センター、（一財）宮崎県公衆衛生センター、（一社）徳島県薬剤師会検査センターである。

C-3-4-3 実地調査の結果（表1、表2）

貯水槽水道及び飲用井戸の実地調査の個票は表1及び表2の通り。

C-3-4-3-1 貯水槽水道の実地調査結果（表3）

（1）尾張旭市の調査結果

① 施設の概要

調査した5か所のうち4か所が簡易専用水道、1か所が小規模貯水槽であった。建物用途はすべて学校施設である。簡易専用水道の受水槽の有効容量は20m³未満が2か所、20m³以上が2か所、小規模貯水槽の有効容量は8m³以下である。

小規模貯水槽は材質がステンレス、設置場所が屋外、設置年が1981年以前である。簡易専用水道は材質がステンレス2か所、FRPが2か所で、すべて屋外に設置されている。

設置年は2か所が1981年、2か所が1982年～1996年、1997年以降が1か所となっている。

③ 管理体制等に関する事項

ア 簡易専用水道検査の受検

5か所とも検査を実施している。

イ 検査結果について

5か所とも特に問題点は指摘されていない。

ウ 水質汚染事故時の緊急連絡体制、応急対応体制の構築について

調査した全ての施設が、水質汚染事故時の緊急連絡体制、応急対応体制ができていた。

④ 施設の強度・機能に関する事項

ア 貯水槽の耐震強度について

調査した5か所のうち、設計用水平震度が受水槽1.0、高置水槽1.5以上となっていた貯水槽が3か所、2か所は設計用水平震度が不足していた。設計用水平震度が満たされていた貯水槽は1980年以降に設置された貯水槽である。

設計用水平震度が不足していた貯水槽は1か所が小規模貯水槽で1979年に設置、1か所は1980年に設置され貯水槽である。

イ フレキシブルジョイントの設置について

調査したすべての施設において、フレキシブルジョイントが設置されていた。

ウ 緊急遮断弁の設置

緊急遮断弁は簡易専用水道2か所で設置されている。

エ 緊急給水栓の設置

緊急遮断弁の設置がなされている2か所では緊急給水栓も設置されている。

オ 自家発電装置の設置

調査したすべての施設において、自家発電装置は設置されていない。

(2) 高知市の調査結果

① 施設の概要

調査した7か所の全てが簡易専用水道で、建物用途は公民館等が3か所、病院が2か所、学校施設と社会福祉施設がそれぞれ1か所である。受水槽の有効容量が20m³未満が2か所、20m³以上が5か所、材質はFRP5か所、ステンレスが2か所である。設置年は1981年以前が1か所、1997年以降が5か所、不明が1か所となっている。

② 管理体制等に関する事項

調査した全ての簡易専用水道では簡易専用水道検査の受検を実施しているし、検査結果についても7か所とも特に問題点は指摘されていない。また、水質汚染事故時の緊急連絡体制、応急対応体制も構築されている。

⑤ 施設の強度・機能に関する事項

ア 貯水槽の耐震強度について

調査したすべての施設で、設計用水平震度が受水槽1.0、高置水槽1.5以上であり、スロッシング対策が取られている。

イ フレキシブルジョイントの設置について

調査した全ての施設において、フレキシブルジョイントが設置されている。

ウ 緊急遮断弁の設置

緊急遮断弁は2か所で設置されている。

エ 緊急給水栓の設置

緊急遮断弁は3か所で設置がなされている。

オ 自家発電装置の設置

公民館等2か所、病院2か所、学校1か所には自家発電装置が設置されている。

(3) 宮崎市

① 施設の概要

調査した7か所のうち6か所が簡易専用水道、1か所が小規模貯水槽であった。簡易専用水道6か所のうち建物用途は、学校が2か所、病院と社会福祉施設はそれぞれ2か所である。小規模貯水槽は学校が1か所で、受水槽の有効容量は4 m³ある。簡易専用水道の受水槽の有効容量は20 m³未満が1か所、20 m³以上が5か所である。小規模貯水槽1か所の材質はFRP、設置場所が屋外、設置年が1981年以前である。

簡易専用水道は材質がステンレス3か所、FRPが3か所で、すべて屋外に設置されている。設置年は1か所が1981年、2か所が1982年～1996年、1997年以降が3か所となっている。

② 管理体制等に関する事項

ア 簡易専用水道検査の受検

7か所とも検査を実施している。

イ 検査結果について

7か所とも特に問題点は指摘されていない。

ウ 水質汚染事故時の緊急連絡体制、応急対応体制の構築について

調査した全ての施設が、水質汚染事故時の緊急連絡体制、応急対応体制ができています。

③ 施設の強度・機能に関する事項

ア 貯水槽の耐震強度について

4施設では、設計用水平震度が受水槽1.0、高置水槽1.5以上であり、スロッシング対策が取られている。3施設ではスロッシング対策が取られていない。

イ フレキシブルジョイントの設置について

調査した全ての施設において、フレキシブルジョイントが設置されていた。

ウ 緊急遮断弁の設置

すべての施設で緊急遮断弁の設置がない。

エ 緊急給水栓の設置

緊急給水栓は1か所のみで、6か所は設置されていない。

オ 自家発電装置の設置

自家発電装置は病院2か所、社会福祉施設2か所には設置されている。学校2か所、小規模貯水槽1か所は設置されていない。

(4) 徳島市の調査結果

① 施設の概要

調査した4か所すべてが簡易専用水道であった。建物用途は3か所が学校、

1か所が病院であった。有効容量はすべてが20 m³以上であった。
簡易専用水道は材質がステンレス2か所、FRPが2か所で、すべて屋外に設置されている。設置年はすべての施設が1997年以降である。

② 管理体制等に関する事項

ア 簡易専用水道検査の受検

4か所とも検査を実施している。

イ 検査結果について

4か所とも特に問題点は指摘されていない。

ウ 水質汚染事故時の緊急連絡体制、応急対応体制の構築について

調査した全ての施設が、水質汚染事故時の緊急連絡体制、応急対応体制ができている。

③ 施設の強度・機能に関する事項

ア 貯水槽の耐震強度について

調査した4か所とも、設計用水平震度が受水槽1.0、高置水槽1.5以上となっていた貯水槽であった。

イ フレキシブルジョイントの設置について

調査したすべての施設において、フレキシブルジョイントが設置されている。

ウ 緊急遮断弁の設置

緊急遮断弁もすべてに設置されている。

エ 緊急給水栓の設置

学校1か所には緊急給水栓の設置がないが、3か所には設置されている。

オ 自家発電装置の設置

病院1か所には自家発電装置が設置されているが、学校には設置されていない。

C-3-4-3-2 災害用井戸水の实地調査結果（表4、表5）

(1) 名古屋市

① 施設の概要

調査した5施設の井戸は屋内が3か所、2か所が屋外である。使用用途はすべてが生活用水、井戸の深さはいずれも10m未満の浅井戸である。管理状況は屋内に設置された3か所については厨房内にあり良好である。すべてが市街地にあり、屋外の1か所は道路わきに設置されていることから近隣の人でも利用可能である。

② 水質検査

井戸水の細菌及び理化学検査結果では3か所の井戸水は水道法の基準に適合していたが、屋外の1か所の井戸水は硫化水素臭と色度が33度、屋外の1か所の井戸水では色度が16度で水道法の基準に不適合であった。

(2) 高知市

① 施設の概要

調査した5施設の井戸はすべて屋外、浅井戸、生活用水、電動ポンプによる汲み上げ方式であった。

管理状況は1か所の井戸では2年に1回10項目の水質検査を実施している。

② 水質検査

細菌及び理化学検査を実施した5施設の井戸水は水道法の基準に適合していた。

(3) 徳島市

①施設の概要

調査した3施設の井戸はすべて屋外、浅井戸、電動ポンプ設置、井戸水の用途は飲用である。

②水質検査

3施設中1か所の井戸水では、大腸菌は不検出であったが一般細菌数が150個/mlであり水道法の基準には不適合であった。2施設の井戸水は水道法の基準に適合した。

C-3-4-4 まとめ

(1) 貯水槽

今年度は4市、21か所の災害用貯水槽について調査を行った。21か所とも簡易専用水道検査を毎年受検しているし、その検査結果にも問題がない。また、災害時の緊急連絡体制や応急対応体制も構築されており、日常から貯水槽の安全管理がしっかりしており、災害時に活用できる貯水槽であると考えられた。

しかし、貯水槽の施設に関する調査では多くの問題点が指摘された。貯水槽の耐震構造に関しては21か所の貯水槽の内18か所についてはスロッシング対策が取られていたが、5か所については設置年度が1981年以前であり、スロッシング対策が取られていなかった。ただ、全ての貯水槽でフレキシブルジョイントは設置されていた。

漏水を遮断するための緊急遮断弁も9か所には設置されていたが、14か所には設置されていない。緊急給水栓も9か所の貯水槽には設置されているが14か所には設置されていないなどの問題点が指摘された。

自家発電装置は調査した病院では全て設置され、対応されているが、避難指定の学校では1か所のみが設置、11か所には自家発電装置は設置されていない。調査した貯水槽はそれほど多くはないが、自家発電装置の設置は市により大きく異なっている。

今回の調査では全ての簡易専用水道は日常の管理状況などは水道法に従って実施されており、大きな問題点はなかった。しかし、災害時の緊急給水として活用するには耐震性構造が必要であるが、1981年以前に設置された貯水槽ではスロッシング対策が取られていないし、緊急遮断弁や緊急給水栓が設置されていない貯水槽もあり、災害時の応急給水として活用するためには貯水槽の設備の改善が必要であろう。

(2) 災害用井戸水

災害用井戸水は3市、13か所について実態調査と水質検査を実施した。13か所の内2か所は定期的な水質検査を実施しているが、他の11か所は具体的な管理を行っていない。

13か所の井戸水を対象に水質検査を実施したところ、水道法の基準に適合した井戸が10か所、不適合が3か所であった。不適合項目は一般細菌数、色度、色度と臭気がそれぞれ1か所の井戸で、昨年報告した大都市の災害用井戸水は不適合井戸が42%もあったが、今回の地方都市の災害用井戸では水道法の基準に適合できる井戸水が77%と高い。その多くが日常的には生活用水として活用されているが、災害時には緊急用飲料水としての利用が推奨できる。

各自治体のヒアリングにおいて災害用井戸水は飲用ではなく生活用水の活用が考えられている。確かに一般細菌数が100個/ml以上の井戸や、臭気、色度に問題のある井戸についてはトイレや浴槽水などの生活用水として活用すべきであろう。調査した井戸の中には水道法の基準に適合する井戸水も多数あり、災害時の応急給水として活用するためには、災害用井戸水について定期的に細菌検査や理化学検査を実施することが望まれる。

貯水槽水道の実地調査票(平成27年度)

1 施設の概要

調査日 平成27年10月28日

名 称	※※※※※ 中学校 f	所 在 地	愛知県尾張旭市※※※※※
区 分	ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他	建 物 用 途	学校
受 水 槽 有 効 容 量	7.5 m ³	受 水 槽 材 質	FRP
受 水 槽 設 置 場 所	屋内・屋外・ビルピット	受 水 槽 設 置 年 月 日	昭和54年7月

2 管理に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか。	○

3 施設に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	スロッシング(水の揺動)対策がとられているか。(耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽1.0、高置水槽1.5以上であること。)	×
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	×
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	×
⑤	自家発電装置が設置されているか。	×

貯水槽水道の実地調査票(平成27年度)

1 施設の概要

調査日 平成27年10月28日

名 称	※※※※※ 小学校	所 在 地	愛知県尾張旭市 ※※※※※
区 分	ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他	建 物 用 途	学校
受 水 槽 有 効 容 量	12 m ³	受 水 槽 材 質	SUS
受 水 槽 設 置 場 所	屋内・ <u>屋外</u> ・ビルピット	受 水 槽 設 置 年 月 日	昭和55年4月

2 管理に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか。	○

3 施設に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	スロッシング(水の揺動)対策がとられているか。(耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽1.0、高置水槽1.5以上であること。)	○
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	×
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	×
⑤	自家発電装置が設置されているか。	×

貯水槽水道の実地調査票(平成27年度)

1 施設の概要

調査日 平成27年10月28日

名 称	※※※※※※ 小学校	所 在 地	愛知県尾張旭市※※※※※※※※
区 分	<input checked="" type="radio"/> ア 簡易専用水道 <input type="radio"/> イ 小規模貯水槽水道 <input type="radio"/> ウ その他	建 物 用 途	学校
受 水 槽 有 効 容 量	24 m ³	受 水 槽 材 質	SUS
受 水 槽 設 置 場 所	屋内・ <input checked="" type="radio"/> 屋外・ビルピット	受 水 槽 設 置 年 月 日	昭和57年5月

2 管理に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか。	○

3 施設に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	スロッシング(水の揺動)対策がとられているか。(耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽1.0、高置水槽1.5以上であること。)	○
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	○
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	○
⑤	自家発電装置が設置されているか。	×

表 1 - 4

貯水槽水道の実地調査票(平成27年度)

1 施設の概要

調査日 平成27年10月28日

名 称	※※※※※※※※ 小学校	所 在 地	愛知県尾張旭市※※※※※※※※
区 分	ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他	建 物 用 途	学校
受 水 槽 有 効 容 量	13.2 m ³	受 水 槽 材 質	SUS
受 水 槽 設 置 場 所	屋内・ <u>屋外</u> ・ビルピット	受 水 槽 設 置 年 月 日	平成26年7月

2 管理に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか。	○

3 施設に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	スロッシング(水の揺動)対策がとられているか。(耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽1.0、高置水槽1.5以上であること。)	○
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	○
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	○
⑤	自家発電装置が設置されているか。	×

表1-5

貯水槽水道の実地調査票(平成27年度)

1 施設の概要

調査日 平成27年10月28日

名称	※※※※※中学校	所在地	愛知県尾張旭市※※※※※ ※※※※※
区分	ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他	建物用途	学校
受水槽有効容量	32 m ³	受水槽材質	FRP
受水槽設置場所	屋内・ <u>屋外</u> ・ビルピット	受水槽設置年月日	昭和55年4月

2 管理に関する事項

No.	調査項目	判定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか。	○

3 施設に関する事項

No.	調査項目	判定
①	スロッシング(水の揺動)対策がとられているか。(耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽1.0、高置水槽1.5以上であること。)	×
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	×
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	×
⑤	自家発電装置が設置されているか。	×

表 1 - 6

貯水槽水道の実地調査票（平成 27 年度）

1. 施設の概要

名 称	※※※※※ 病院	所 在 地	高知市※※※※※ ※※※※※
区 分	ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他	建物用途	病院
受 水 槽 有効容量	90 m ³	受 水 槽 材 質	FRP ステンレス・鋼板・ コンクリート その他（ ）
受 水 槽 設置場所	屋内・屋外・ビルピット	受 水 槽 設置年月	不明

2. 管理に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか	○

3. 施設に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	スロッシング（水の揺動）対策がとられているか。（耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽 1.0、高置水槽 1.5 以上であること。）	○
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	×
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	×
⑤	自家発電装置が設置されているか。	○

以上

表 1 - 7

貯水槽水道の実地調査票（平成 27 年度）

1. 施設の概要

名 称	※※※※センター	所 在 地	高知市※※※※※
区 分	ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他	建物用途	病院
受 水 槽 有効容量	300m ³	受 水 槽 材 質	FRP・ステンレス・鋼板・ コンクリート その他（ ）
受 水 槽 設置場所	屋内・屋外・ビルピット	受 水 槽 設置年月	H17年1月

2. 管理に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか	○

3. 施設に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	スロッシング（水の揺動）対策がとられているか。（耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽 1.0、高置水槽 1.5 以上であること。）	○
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	○
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	○
⑤	自家発電装置が設置されているか。	○

以上

表 1 - 8

貯水槽水道の实地調査票 (平成 27 年度)

1. 施設の概要

名 称	※※※※※※※※※※※※	所 在 地	高知市 ※※※※※
区 分	ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他	建物用途	文化センター
受 水 槽 有効容量	18 m ³	受 水 槽 材 質	FRP ステンレス・鋼板・ コンクリート その他 ()
受 水 槽 設置場所	屋内 屋外・ビルピット	受 水 槽 設置年月	H13年10月

2. 管理に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか	○

3. 施設に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	スロッシング (水の揺動) 対策がとられているか。(耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽 1.0、高置水槽 1.5 以上であること。)	○
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	○
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	×
⑤	自家発電装置が設置されているか。	○

以上

表1-9

貯水槽水道の実地調査票（平成27年度）

1. 施設の概要

名 称	※※※※※※※※センター	所 在 地	高知市※※※※※※※※
区 分	ア 簡易専用水道 イ 小規模貯水槽水道 ウ その他	建物用途	多目的施設
受 水 槽 有効容量	10.5m ³	受 水 槽 材 質	FRP ステンレス・鋼板・ コンクリート その他（ ）
受 水 槽 設置場所	屋内 屋外 ビルピット	受 水 槽 設置年月	H10年10月

2. 管理に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	簡易専用水道検査を受検しているか。	○
②	簡易専用水道検査の結果に問題ないか。	○
③	災害時等の緊急連絡体制、応急対応体制が構築されているか	○

3. 施設に関する事項

No.	調 査 項 目	判 定
①	スロッシング（水の揺動）対策がとられているか。（耐震強度は、設計用水平震度が、受水槽1.0、高置水槽1.5以上であること。）	○
②	フレキシブルジョイントが設置されているか。	○
③	漏水を遮断する緊急遮断弁が設置されているか。	×
④	受水槽または揚水管等に緊急給水栓が設置されているか。	○
⑤	自家発電装置が設置されているか。	×

以上